

## 春秋叙勲の候補者としてふさわしい者の推薦方法等について

### 1 推薦の方法について

- (1) 推薦者は、国家又は公共に対し功労のある者を春秋叙勲の候補者としてふさわしい者（以下「被推薦者」という。）として推薦する場合には、推薦書及びその推薦に賛同する2名の賛同書を、内閣府賞勲局に郵送により提出してください。提出はいつでも行うことができます。
- (2) 推薦書及び賛同書については、別途定めた様式のものを使用してください。  
推薦書及び賛同書は、内閣府賞勲局、内閣府ホームページ(<http://www8.cao.go.jp/intro/kunsho/index.html>)及び都道府県の栄典担当窓口で入手することができます。  
推薦書及び賛同書の記入については、別紙記入例を参考としてください。
- (3) 推薦者は、20歳以上の者とします。
- (4) 推薦者は、自ら及び自らと二親等内の親族関係にある者を被推薦者とすることはできません。
- (5) 賛同者は、20歳以上の者で、被推薦者及び推薦者と二親等内の親族関係にないものとします。

### 2 被推薦者について

- (1) 次の①又は②に該当する者で、国家又は公共に対し功労のあるものを、被推薦者とすることができます。
  - ① 70歳以上の者
  - ② 55歳以上の者で次のア又はイに該当するもの
    - ア 精神的又は肉体的に著しく労苦の多い環境において業務に精励した者
    - イ 人目に付きにくい分野にあって多年にわたり業務に精励した者ただし、その功労となる活動が日本国憲法の施行の前で終わっている者、昭和39年以降の春秋叙勲により勲章を既に受章している者及び功労が公務員としての功労に限られている者については、被推薦者とすることはできません。
- (2) 人目に付きにくい分野において真に功労のある者や多数の分野で幅広く活躍し功労のある者を推薦していただくことが、この一般からの推薦の本旨です。
- (3) 国家又は公共に対し功労のある者として勲章を授与されている主な民間分野のものを参考に示すと、次のようなものが挙げられます。

[例]

推薦が「70歳以上」とされている者：

私立学校長、学校法人理事長、文化財の保護に寄与した者、芸術文化の振興に寄与した者、社会福祉施設の長、保育園の園長、病院長、国勢調査員、行政相談委員、保護司、人権擁護委員、民生・児童委員、調停委員、公益性を有する各種団体の役員として功績を挙

げた者、企業経営者として公益に寄与した者、科学技術の振興に寄与した者

推薦が「55歳以上」とされている者：

社会福祉施設の寮母・指導員、保育園の保育士、看護師、へき地の医師・保健師・助産師、消防団員、水防団員、水位観測員、灯台灯火監視協力者、森林看守人

(4) 勲章はその者の生涯にわたる功労を評価して授与するものであることから、一般的には個々の活動が長期にわたっていることが必要とされます。必要とされる活動歴については経歴により異なりますが、最も短い場合においてもおおむね20年の活動歴が必要とされます。ただし、多数の分野で功労のある者については、個々の経歴において必要とされる活動歴が若干緩和して取り扱われることがあります。

### 3 推薦後の取扱いについて

- (1) 被推薦者が春秋叙勲の候補者として適当であるか否かの検討に当たって、推薦書及び賛同書の記載内容のみでは十分な検討ができない場合には、当該者の功労に係る調査を関係府省等に依頼することがあります。
- (2) 被推薦者が春秋叙勲の候補者として適当であるか否かについては、当該者の功労の内容及び当該者等に係る勲章を授与するにふさわしくない事実の有無等を踏まえ、内閣府と関係府省の協議により個々に判断されることとなります。その結果候補者として適当でないと判断される場合もありますので、被推薦者が期待を抱かないよう十分な配慮をお願いします。
- (3) 被推薦者が春秋叙勲の候補者として適当であると判断された場合においては、候補者の主たる功労に係る府省から内閣府へ正式推薦の手続がとられることとなります。しかしながら、一般からの推薦時期と叙勲日程の関係、被推薦者の総数及び授与勲章に係る審査等の関係により、必ずしも推薦書及び賛同書が提出された直近の春秋叙勲の候補者として取り扱われるものではありません。
- (4) 被推薦者が春秋叙勲の候補者として適当であるか否かの判断が決定された場合には、その旨を推薦者にお知らせします。
- (5) 被推薦者が春秋叙勲の候補者として適当であるか否かの検討は、個人のプライバシーに係る事項を含むことから、被推薦者に係る検討状況等についての問い合わせに対しては、(4)の場合を除き応じることはできませんので、あらかじめ御承知願います。
- (6) 被推薦者の功労の内容が褒章として検討するにふさわしい場合には、褒章の候補者として取り扱うことがあります。

### 4 推薦先及び照会先

内閣府賞勲局総務課一般推薦担当あて

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

Tel 代表03-5253-2111 内線83244